



事務連絡

平成28年3月30日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第53条の11第1項の規定に基づく届出について(依頼)

日頃より、結核対策の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果、受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

また、同法第53条の11第1項の規定に基づき、病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

しかしながら、厚生労働省が各自治体に対して行っている公衆衛生関係行政事務指導監査において、法第12条第1項及び第53条の11第1項の規定が遵守されず、法定期限を大幅に超えて届出がなされている事例が散見されています。

当該届出は、結核患者との接触者に対する健康診断（法第17条）、結核患者に対する就業制限通知（法第18条）、入院勧告（法第19条及び第20条）、医療費の公費負担（法第37条及び37条の2）、家庭訪問等指導（法第53条の14）等を行うための前提となる非常に重要な届出であることから、法定期限を遵守して届出を行っていただくよう、周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

（参考）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者
- 二 (略)

第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

- 二 (略)